

公 示

平成25年版カレンダーの企画及び印刷の契約先の公募について

独立行政法人農林漁業信用基金では、平成25年版のカレンダーの企画及び印刷に関する事業について、実施者を公募する。

第1 事業名

カレンダーの企画及び印刷事業

第2 事業実施の目的

保証保険事業の推進に資するため、農業信用保証保険制度の広報推進資材の作成配布を行うものである。

第3 事業の概要

カレンダーの企画・印刷及び発送

第4 応募手続及び応募資格

(応募手続)

契約を希望する者には、別途交付する応募要領に従い、企画提案書の作成、提出を求める。なお、信用基金は、必要に応じ、企画提案会を開催し、企画提案書の内容説明を求めるものとする。

(応募資格)

応募できる者は、次の1及び2の双方に適合する者とする。

1 対象者

民間企業

2 参加資格

(1) 下記に該当しない者であること。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ③ 暴力団等の反社会的勢力と関係のある者

(2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得る

ために連合した者

- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑦ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
- ⑧ 商法、その他の規定に違反して営業を行った者

第5 契約期間

- 1 期 間 契約締結日～平成24年11月16日（金）
- 2 納入期限 平成24年11月16日（金）

第6 応募要領等の配布期間及び場所

- 配布期間 平成24年8月24日（金）～平成24年9月7日（金）
- 配布曜日 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
- 配布時間 9：30～11：30及び13：30～16：30
- 配布場所 〒101-8506
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 農業第一部保険・融資課

第7 その他

本公示に記載なき事項は、応募要領によるものとし、必要に応じ第8の「応募・照会等窓口」に照会すること。

第8 応募・照会等窓口

- 〒101-8506
- 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
- 独立行政法人農林漁業信用基金
- 農業第一部保険・融資課 担当：菅野、高橋
- TEL：(03) 3294-4484
- FAX：(03) 3294-3140

以上公示する。

お知らせ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなど取組を進めることとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名
- ② 当信用基金との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内